

令和5年度 滋賀県ひとり親家庭等生活実態調査

【父子家庭用】

調査対象者

- ・母子家庭
 - ・父子家庭
 - ・ひとり暮らし寡婦
- 40歳以上65歳未満の配偶者のいない女性で、現在ひとり暮らしの方
ただし、未婚で子どもがおられない方を除きます。

※この調査票は対象と思われる家庭を無作為に抽出し送付しています。

～調査協力をお願い～

日頃から県政に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

滋賀県では、ひとり親家庭等の支援を推進するため、「淡海子ども・若者プラン」を策定し各種事業に取り組んでいます。同プランは令和6年度をもって計画期間満了となることから、ひとり親家庭等の生活の状況や支援ニーズを把握し次期計画に活かすため、上記対象者に「ひとり親家庭等生活実態調査」を実施します。調査結果は、ひとり親家庭等への支援事業を検討するための貴重な資料として活用します。

お忙しいところ恐縮ですが調査の趣旨を御理解いただき御協力くださいますようお願いいたします。

※この調査は無記名であり、皆様からの回答は統計的に処理します。調査の目的以外には決して使用しません。

令和5年8月 滋賀県

御記入にあたってのお願い

1. ご本人(封筒の宛名の方)が御回答ください。
2. 回答は、あてはまる番号に○印をつけ、口の中にはあてはまる数字を記入してください。その他を選んだ場合は()内に内容を記入してください。
3. 令和5年8月1日現在の状況についてお答えください。
4. 調査票の記入が終わりましたら、同封の返信用封筒に入れて返送してください。切手は不要です。住所・氏名の記入も不要です。
5. 所要時間は20分程度です。
6. 調査の締切は**9月21日(木)必着**です。
7. ご不明な点がありましたら、お問い合わせください。

滋賀県 健康医療福祉部 子ども・青少年局 家庭支援推進室 家庭支援係
大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3554 FAX 077-528-4854

【世帯の基本情報について】

質問1 あなたの住んでいる市町はどこですか。(○は1つ)

1. 大津市	2. 彦根市	3. 長浜市	4. 近江八幡市	5. 草津市	
6. 守山市	7. 栗東市	8. 甲賀市	9. 野洲市	10. 湖南市	
11. 高島市	12. 東近江市	13. 米原市	14. 日野町	15. 竜王町	16. 愛荘町
17. 豊郷町	18. 甲良町	19. 多賀町			

質問2 あなたの年齢を教えてください。(○は1つ)

1. ~19歳	6. 40~44歳
2. 20~24歳	7. 45~49歳
3. 25~29歳	8. 50~59歳
4. 30~34歳	9. 60歳以上
5. 35~39歳	

質問3 あなたの子ども(20歳未満の者に限る)の年齢を記入し、性別、同居別居の別、就学・就労状況欄のあてはまるもの1つに○をつけてください。

	年齢	性別 (○は1つ)	同居別居の別 (○は1つ)	就学・就労状況(○は1つ)
1人目	<input type="text"/> 歳	1. 男 2. 女 3. 答えたくない	1. 同居 2. 別居	1. 小学校入学前 2. 小学校 3. 中学校 4. 高校 5. 専門学校・短大 6. 大学 7. 就労 8. その他()
2人目	<input type="text"/> 歳	1. 男 2. 女 3. 答えたくない	1. 同居 2. 別居	1. 小学校入学前 2. 小学校 3. 中学校 4. 高校 5. 専門学校・短大 6. 大学 7. 就労 8. その他()
3人目	<input type="text"/> 歳	1. 男 2. 女 3. 答えたくない	1. 同居 2. 別居	1. 小学校入学前 2. 小学校 3. 中学校 4. 高校 5. 専門学校・短大 6. 大学 7. 就労 8. その他()
4人目	<input type="text"/> 歳	1. 男 2. 女 3. 答えたくない	1. 同居 2. 別居	1. 小学校入学前 2. 小学校 3. 中学校 4. 高校 5. 専門学校・短大 6. 大学 7. 就労 8. その他()
5人目	<input type="text"/> 歳	1. 男 2. 女 3. 答えたくない	1. 同居 2. 別居	1. 小学校入学前 2. 小学校 3. 中学校 4. 高校 5. 専門学校・短大 6. 大学 7. 就労 8. その他()

質問4 あなたの世帯人員は何人ですか。該当する区分欄ごとにそれぞれの人数を記入してください
(あなた本人と質問3に記入した子どもは除きます)。いない場合は0と記入してください。

あなたの父母	あなたの兄弟姉妹	あなたの祖父母	子どもの配偶者	その他
□ □ 人	□ □ 人	□ □ 人	□ □ 人	□ □ 人

質問5 あなたはひとり親家庭になって何年経ちますか。あてはまるものに○をつけてください。
(○は1つ)

1. 1年未満
2. 1～3年未満
3. 3～5年未満
4. 5～10年未満
5. 10～20年未満
6. 20年以上

質問6 あなたがひとり親家庭になった事情について、あてはまるものに○をつけてください。
(○は1つ)

1. 離婚(協議)
2. 離婚(調停・裁判等)
3. 死別
4. 未婚
5. 遺棄、行方不明
6. その他()

【住居の状況について】

質問7 あなたの現在の住居の状況について、あてはまるものに○をつけてください。(○は1つ)

1. 持家(本人名義)
2. 実家や家族の家に同居
3. 賃貸住宅
4. 県営・市営住宅
5. 公社・公団住宅
6. 社宅
7. その他()

補問1 (質問7で「3」「4」「5」「6」を選んだ方)

あなたの1か月あたりの家賃を教えてください。(数字を記入)

月額 円程度 ※共益費を含む

質問8 あなたの現在の住居は、ひとり親家庭になった後に転居したものですか。(○は1つ)

1. はい(ひとり親家庭になった後転居した)
2. いいえ(ひとり親家庭になる前から同じところに住んでいる)

→ 補問1(質問8で「1. はい」を選んだ方)ひとり親家庭になってから住居を探すにあたって困ったことをお聞きします。あてはまるものすべてに○をつけてください。(○はいくつでも)

1. 特になかった
2. 希望する場所に住宅が見つからなかった
3. 保証金(敷金等)などの一時金が確保できなかった
4. 連帯保証人が見つからなかった
5. 入居可能な賃貸物件の情報が不足していた
6. 県営・市営住宅になかなか入れなかった
7. ひとり親家庭であることを理由に断られた
8. その他()

【仕事と収入について】

質問9 あなたの現在の雇用形態について、あてはまるものにつけてください。(○は1つ)

1. 正規の職員・従業員
2. 労働者派遣事業所の派遣社員
3. パート・アルバイト等
4. 会社などの役員
5. 自営業
6. 家族従業者
7. その他()
8. 就労していない(質問14へ)

質問10 あなたの主な仕事にあてはまるものに○をつけてください。(○は1つ)

- | | |
|----------------------|---------------------|
| 1. 管理的職業 | 9. サービスの職業 |
| 2. 研究・技術の職業 | 10. 警備・保安の職業 |
| 3. 法務・経営・文化芸術等の専門的職業 | 11. 農林漁業の職業 |
| 4. 医療・看護・保健の職業 | 12. 製造・修理・塗装・製図等の職業 |
| 5. 保育・教育の職業 | 13. 配送・輸送・機械運転の職業 |
| 6. 事務的職業 | 14. 建設・土木・電気工事の職業 |
| 7. 販売・営業の職業 | 15. 運搬・清掃・包装・選別等の職業 |
| 8. 福祉・介護の職業 | |

質問11 あなたが現在の仕事につかれたのは、ひとり親家庭になる前ですか、後ですか。(○は1つ)

1. まえ(質問12へ)
2. あと

補問1 (質問11で「2. あと」を選んだ方)あなたがひとり親家庭になる前の雇用形態について、あてはまるものに○をつけてください。(○は1つ)

1. 正規の職員・従業員
2. 労働者派遣事業所の派遣社員
3. パート・アルバイト等
4. 会社などの役員
5. 自営業
6. 家族従業者
7. その他()
8. 就労していなかった

補問2 (質問11で「2. あと」を選んだ方)現在の仕事を見つけた方法について、あてはまるものに○をつけてください。(○は1つ)

1. 親族の紹介
2. 知人の紹介
3. 公共職業営業所(ハローワーク)の紹介
4. 広告、情報誌、インターネット等により自分で見つけた
5. 母子家庭等就業・自立支援センターの紹介
6. 自立支援プログラム策定事業の利用
7. その他()

補問3 (質問11で「2. あと」を選んだ方)求職活動上の問題について、あてはまるものに○をつけてください。(○はいくつでも)

- | | |
|-------------------|-----------------------|
| 1. 相談先がわからなかった | 6. 就業時間が合わなかった |
| 2. 求職中の育児の支援がなかった | 7. 職業経験が少なかった |
| 3. 適職がわからなかった | 8. 子どもがいることを問題にされた |
| 4. 年齢制限があった | 9. ひとり親家庭であることを問題にされた |
| 5. 資格・技能が合わなかった | 10. 特に問題はなかった |

質問12 現在、就労されている方にお聞きします。週の平均労働時間はどれぐらいですか(残業や副業含む)。あてはまるものに○をつけてください。(○は1つ)

1. 20 時間未満
2. 20～30 時間未満
3. 30～40 時間未満
4. 40～50 時間未満
5. 50 時間以上
6. その他()

質問 13 現在、就労されている方にお聞きします。あなたは現在、仕事を変えることや、やめることを考えていますか。あてはまるもの○をつけてください。(○は1つ)

- 1. 現在の仕事を続けたい(質問 16 へ)
- 2. 仕事を換えたい
- 3. 仕事をやめたい

→ 補問1(質問 13 で「2」「3」を選んだ方)「仕事を換えたい」、「仕事をやめたい」理由のうち、あてはまるものに○をつけてください。(○は1つ)

- 1. 収入がよくない
- 2. 健康がすぐれない
- 3. 職場環境になじめない
- 4. 身分が安定していない
- 5. 勤め先が自宅から遠い
- 6. 仕事の内容があわない
- 7. 労働時間があわない
- 8. 休みが少ない
- 9. その他()

現在、就労していない方(質問9で「8. 就労していない」を選んだ方)にお聞きします。

※該当しない方は質問16へ

質問14 就労したいと考えていますか。あてはまるものに○をつけてください。(○は1つ)

- 1. 就労したい
- 2. 就労は考えていない

質問15 就労していない(就労できない)理由のうち、最もあてはまるものに○をつけてください。(○は1つ)

- 1. 収入面で条件の合う仕事がない
- 2. 年齢的に条件の合う仕事がない
- 3. 就業時間について条件の合う仕事がない
- 4. 子どもの世話をしてくれる人がいない
- 5. 働かなくても経済的に困らない
- 6. 病気(病弱)やけがで働けない
- 7. 家族の介護や看護で働けない
- 8. 職業訓練を受けたり、技術を修得中である
- 9. その他()

【経済状況について】

質問16 令和4年の(ア)年間就労収入、(イ)年間総収入、(ウ)世帯の年間総収入について、あてはまるものに○をつけてください。

(ア)あなたの年間就労収入(給与・ボーナス等の合計で税控除前の額。副業している方は、副業分の就労収入も含みます。)(○は1つ)

1. なし
2. 100万円未満
3. 100万円～200万円未満
4. 200万円～300万円未満
5. 300万円～400万円未満
6. 400万円～500万円未満
7. 500万円～600万円未満
8. 600万円～700万円未満
9. 700万円～800万円未満
10. 800万円以上

(イ) あなたの年間総収入(給与・ボーナスの他、児童扶養手当、児童手当、年金、養育費、仕送り、生活保護費等を含みます。)(○は1つ)

1. なし
2. 100万円未満
3. 100万円～200万円未満
4. 200万円～300万円未満
5. 300万円～400万円未満
6. 400万円～500万円未満
7. 500万円～600万円未満
8. 600万円～700万円未満
9. 700万円～800万円未満
10. 800万円以上

(ウ) 世帯の年間総収入(世帯全員の収入の合計であり、親の年金や子どものアルバイト収入等も含みます。)(○は1つ)

1. なし
2. 100万円未満
3. 100万円～200万円未満
4. 200万円～300万円未満
5. 300万円～400万円未満
6. 400万円～500万円未満
7. 500万円～600万円未満
8. 600万円～700万円未満
9. 700万円～800万円未満
10. 800万円以上

質問17 あなたは暮らし向きについて、どう感じていますか。あてはまるものに○をつけてください。
(○は1つ)

1. たいへん苦しい
2. 苦しい
3. ふつう
4. 多少ゆとりがある
5. とてもゆとりがある

【養育費の状況について】

離婚した方または未婚の方(質問6で「1. 離婚(協議)」「2. 離婚(調停・裁判等)」「4. 未婚」を選んだ方)にお聞きします。 ※該当しない方は質問24へ

質問18 あなたは、子どもの養育費のことで、だれか(どこか)に相談したことがありますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。(○はいくつでも)

- | | |
|--------------------------|-----------------|
| 1. 親族 | 6. 養育費等相談支援センター |
| 2. 友人・知人 | 7. 家庭裁判所 |
| 3. 県・市町窓口(母子・父子自立支援員を含む) | 8. NPO法人 |
| 4. 母子寡婦福祉団体 | 9. その他() |
| 5. 弁護士 | 10. 相談していない |

質問19 養育費の取り決めの状況について、あてはまるものに○をつけてください。(○は1つ)

1. 文書あり(判決、調停、審判など裁判所における取り決め、強制執行認諾条項付きの公正証書)
2. 文書あり(その他文書)
3. 文書はないが、取り決めている
4. 取り決めていない

→ 補問1 (質問19で「4. 取り決めていない」を選んだ方)

あなたが養育費の取り決めをしていない理由のうち、あてはまるものすべてに○をつけてください。(○はいくつでも)

1. 自分の収入等で経済的に問題ないから
2. 取り決めの交渉がわずらわしいから
3. 相手に支払う意思がないと思ったから
4. 相手に支払う能力がないと思ったから
5. 相手に養育費を請求できるとは思わなかったから
6. 子どもを引き取った方が、養育費を負担するものと思っていたから
7. 取り決めの交渉をしたが、まとまらなかったから
8. 現在交渉中又は今後交渉予定であるから
9. 相手から身体的・精神的暴力を受けたから
10. 相手と関わりたくないから
11. その他()

質問20 養育費の受給の状況について、あてはまるものに○をつけてください。(○は1つ)

- 1. 現在も受けている
- 2. 受けたことがあるが現在は受けていない
- 3. 受けたことがない(質問21へ)

補問1 (質問20で「1」「2」を選んだ方)養育費の額と養育費受け取りの対象となっている子どもの人数を記入してください。

月額 円 人分

【親子交流(面会交流)の状況について】

離婚した方または未婚の方(質問6で「1. 離婚(協議)」「2. 離婚(調停・裁判等)」「4. 未婚」を選んだ方)にお聞きします。

質問21 あなたは、離婚の際またはその後、子どもとの親子交流(離別した相手方と子どもが面会交流を行うこと。)のことで、だれか(どこか)に相談しましたか。あてはまるものにすべてに○をつけてください。(○はいくつでも)

- | | |
|--------------------------|-----------------|
| 1. 親族 | 6. 養育費等相談支援センター |
| 2. 友人・知人 | 7. 家庭裁判所 |
| 3. 県・市町窓口(母子・父子自立支援員を含む) | 8. NPO法人 |
| 4. 母子寡婦福祉団体 | 9. その他() |
| 5. 弁護士 | 10. 相談していない |

質問22 親子交流(面会交流)の取り決めの状況について、あてはまるものに○をつけてください。(○は1つ)

- 1. 文書あり(調停、裁判等の裁判所における取り決め)
- 2. 文書あり(その他文書での取り決め)
- 3. 文書はないが、取り決めている
- 4. 取り決めていない

質問23 親子交流(面会交流)の実施状況について、あてはまるものに○をつけてください。

(○は1つ)

1. 現在、親子交流を行っている
2. 過去に親子交流を行ったことがあるが、現在はない
3. 親子交流を行ったことがない(質問24へ)

補問1 (質問23で「1」「2」を選んだ方)

親子交流(面会交流)の回数について、あてはまるものに○をつけてください。(○は1つ)

1. 月2回以上
2. 月1回程度
3. 2～3か月に1回程度
4. 4～6か月に1回程度
5. 回数は決まっていない
6. その他()

【子どもについて】

小学校6年生までの子どもがおられる方にお聞きします。 ※該当しない方は質問25へ

質問24 子どもをみてもらえる親族・知人や利用しているサービスはありますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。(○はいくつでも)

1. 日常的に親族にみてもらえる
2. 緊急時・用事の際に親族にみてもらえる
3. 日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる
4. 緊急時に子どもをみてもらえる友人・知人がいる
5. 保育園・学童クラブを利用している
6. ひとり親家庭等日常生活支援事業を利用している
7. 民間の保育サービス(一時預かり等)を利用している
8. 子どもをみてもらえる親族・知人や、利用できるサービスがない
9. 保育の必要がない

すべての方にお聞きします。

質問25 子どもの進学は、どこまでを考えていますか。あてはまるものに○をつけてください。(○は1つ)

1. 中学校(義務教育)まで
2. 高校まで
3. 短大まで
4. 高等専門学校まで
5. 専門学校まで
6. 大学またはそれ以上
7. その他()
8. まだわからない

質問26 子育ての悩みとして、あてはまるものすべてに○をつけてください。(○はいくつでも)

1. 子どものしつけ・教育
2. 子どもと遊ぶ(過ごす)時間が十分にとれない
3. 勉強を教えてあげられない
4. 子どもの悩みを聞いてあげられない
5. 子どもにきつくあたってしまうことがある
6. 親同士の関係
7. 外出する際等に人手が足りない
8. ひとり親としての悩みを共有できる人がいない
9. 特になし

質問27 子どもに関する悩みとして、あてはまるものすべてに○をつけてください。(○はいくつでも)

1. 健康・障害・発達
2. 学力・進学
3. 友達関係・いじめ
4. 非行
5. 不登校・引きこもり
6. 就職
7. その他()
8. 特になし

質問28 生活と仕事を両立する上での不満や悩みについて、あてはまるものすべてに○をしてください。(○はいくつでも)

1. 仕事の拘束時間が長くて、家事等家のことに手がまわらない
2. 仕事の拘束時間が長くて、子どもと接する時間が少ない
3. 精神的にゆとりがない
4. 職場でひとり親家庭等(子育て世帯)に対する理解が低い
5. 仕事の時間が固定的で融通がきかない
6. 子どもや家庭の事情を理由に休みがとりづらい
7. 家計を維持する収入を得るために仕事を多くしなければならず、体力的にきつい
8. もっと働きたいが家事・育児に時間がかかり十分に働けない
9. 自分の趣味や学習のための時間が持てない
10. その他()
11. 特になし
12. 就労していない

質問29 あなたの家庭で子どもが日常的に担当している役割がありますか。あてはまるものに○をつけてください。(○はいくつでも)

1. 家事(食事の準備、掃除、洗濯など)
2. きょうだい世話
3. 家族の身体的な介護(入浴、トイレなど)
4. 家族の見守り(認知症、障害、病気など)
5. 通訳
6. その他()
7. 特になし(質問30へ)

補問1 (質問29 で「1」～「6」を選んだ方)平日1日あたりで、子どもが担当している役割に費やす時間を教えてください。(○は1つ)

1. 30分未満
2. 30分～1時間未満
3. 1時間～2時間未満
4. 2時間～3時間未満
5. 3時間以上

質問30 あなたの最終学歴について、あてはまるものに○をつけてください。(○は1つ)

1. 中学校(義務教育)
2. 高校
3. 短大、高等専門学校、専門学校
4. 大学またはそれ以上
5. その他
6. 答えたくない

【生活について】

質問31 家庭のインターネット環境について、あてはまるものに○をつけてください。(○は1つ)

1. 通信量に制限がない環境
2. 通信量に制限がある環境
3. インターネットに接続できる環境はない
4. わからない

質問32 仕事などから帰宅する時間はおよそ何時頃ですか。在宅で仕事をしている方は、仕事の終了時刻をお答えください。(○は1つ)

1. 18時より前
2. 18時～20時
3. 20時～22時
4. 22時～24時
5. 深夜・早朝
6. 交代制勤務などで一定しない

質問33 お金の悩みとして、あてはまるものすべてに○をつけてください。(○はいくつでも)

1. 洋服や趣味などにお金を使えない
2. 友人等の交流に参加できない
3. 子どもを遊びに連れて行けない
4. 子どもを塾・習い事に行かせられない
5. 子どもに必要なものが買えない
6. 食費が足りない
7. 水光熱費の負担
8. 家賃の負担
9. 借金・ローン返済
10. その他()
11. 特になし

質問34 今の生活の悩みとして、あてはまるものすべてに○をつけてください。(○はいくつでも)

1. 自分の健康
2. 仕事の拘束時間
3. 家事の負担
4. 食生活・栄養
5. 家が狭い・快適でない
6. ひとり親家庭への周囲の理解不足
7. 社会からの孤立感
8. その他()
9. 特になし

質問35 将来の不安として、あてはまるものすべてに○をつけてください。(○はいくつでも)

1. 生活費が足りなくなること
2. 就職・転職ができるかどうか
3. 今の仕事が続けられるかどうか
4. 自分の親の介護
5. 子どもの将来
6. 結婚・再婚・パートナーとの付き合い方
7. 自分の老後のこと
8. その他()
9. 特になし

質問36 悩みを相談できる相手はいますか、あてはまるものに○をつけてください。(○は1つ)

1. いる
2. 欲しい (質問37へ)
3. 必要がない (質問37へ)

補問1 (質問36で「1. いる」を選んだ方)相談できる相手はどなたですか。(○はいくつでも)

- | | |
|--------------|----------------|
| 1. 親族 | 4. その他の公的な相談窓口 |
| 2. 友人・知人 | 5. 民間団体 |
| 3. 県や市町の相談窓口 | 6. その他() |

質問37 新型コロナウイルス感染症の流行前(令和元年(2019年)以前)と流行後(令和2年(2020年)以降)を比較して、月あたりの就労収入は最大でどの程度変化しましたか。あてはまるものに○をつけてください。(○は1つ)

1. ほとんどなくなった
2. 半分程度になった
3. 半分までではないが、減った
4. ほとんど変わらない(質問38へ)
5. 増えた(質問38へ)
6. もともと就労していない(質問38へ)
7. その他() (質問38へ)

補問1 (質問37で「1」「2」「3」を選んだ方)

減収にはどのように対応しましたか、あてはまるものすべてに○をつけてください。(○はいくつでも)

1. 塾や習い事などの子どもにかかる費用の節約
2. 洋服や趣味などの節約
3. 食費の節約
4. 水光熱費の節約
5. 預金の取り崩し
6. 求職活動をした、または、就職した
7. 公的な給付金・貸付の申請
8. 借金
9. その他()

補問2 (質問37「1」「2」「3」を選んだ方)

現時点(令和5年(2023年)8月現在)で、就労収入は回復しましたか。あてはまるものに○をつけてください。(○は1つ)

1. 現在は新型コロナウイルス流行以前の水準まで回復した
2. 多少回復したが以前の水準までには戻っていない
3. 減収したまま回復していない
4. 回復し、新型コロナ流行以前の水準以上に収入が増加した

【公的制度や団体の利用状況について】

質問38 あなたは下記の制度や団体を利用したことがありますか。(ア)から(ケ)のすべてについて、あてはまるもの1つに○をつけてください。(○は1つずつ)

	1. 利用したことがある。	利用したことがない			
		2. 必要ない	3. 知らなかった	4. 要件を満たしていない	5. 使いづらい
(ア)児童扶養手当 ひとり親家庭等の養育を支援する手当	1	2	3	4	5
(イ)医療費助成(福祉医療制度(マル福)) 医療費の自己負担分を助成	1	2	3	4	5
(ウ)自立支援教育訓練給付金 簿記や介護員養成等の指定された講座を受講したひとり親家庭に対して、受講料の一部を支給する	1	2	3	4	5
(エ)高等職業訓練促進給付金 看護師等の資格を取得するため、ひとり親家庭の父母が養成学校で勉強する場合に支給	1	2	3	4	5
(オ)家庭生活支援員の派遣(日常生活支援) ひとり親家庭等の方が病気などで日常生活の援助が必要な場合、ヘルパー派遣や児童の預かりを実施	1	2	3	4	5
(カ)ショートステイ、トワイライトステイ (子育て短期支援事業)保護者の養育が一時的に困難となった場合に児童養護施設等で養育を行う。トワイライトステイは夜間または休日対象。	1	2	3	4	5
(キ)生活福祉資金 社会福祉協議会を実施主体として、低所得世帯等に資金の貸付けを行う。新型コロナの休業・失業等に対してコロナ特例貸付を行った。	1	2	3	4	5
(ク)母子・父子・寡婦福祉資金 修学資金、住宅資金等を無利子または低金利で貸し付けている。	1	2	3	4	5
(ケ)母子福祉援護資金(小口資金) 子どもの入学就職、その他資金が急に必要な時の貸付け。滋賀県母子福祉のぞみ会が実施主体。	1	2	3	4	5
	1. 利用したことがある。	2. 必要ない	3. 知らなかった	4. 要件を満たしていない	5. 使いづらい

【相談窓口の利用状況】

質問39 あなたは下記の相談窓口を利用したことがありますか。(ア)から(コ)のすべてについて、あてはまるもの1つに○をつけてください。(○は1つずつ)

	1. 利用したことがある。	利用したことがない		
		2. 知らなかった	3. 使いつらい	4. 必要ない
(ア)滋賀県ひとり親家庭総合サポートセンター ひとり親家庭の生計、子育て、就労、住まい、メンタルヘルス等さまざまな相談に応じる	1	2	3※	4※
(イ)母子家庭等就業・自立支援センター 就業相談、就業支援講習会、就業情報等さまざまな就業支援を行う	1	2	3※	4※
(ウ)市町福祉関係窓口 子育てやひとり親支援全般の相談に応じる	1	2	3	4
(エ)民生委員児童委員 地域で困りごと相談等に応じる	1	2	3	4
(オ)子ども家庭相談センター(児童相談所) 子どもの養育上の悩み等、専門的相談に応じる	1	2	3	4
(カ)男女共同参画センター(G-NETしが) 男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点で、研修、各種相談、交流活動の場	1	2	3	4
(キ)(無料)法律相談 母子家庭等就業・自立支援センターが行う無料の法律相談。弁護士または司法書士が応じる。	1	2	3	4
(ク)ひとり親家庭福祉推進員 母子・父子自立支援員と連携してひとり親家庭への家庭訪問を含めた相談対応を行う	1	2	3	4
(ケ)こころんだいやる(電話相談) 育児や進路、いじめ、不登校、非行、虐待など子どもや親の不安・悩みの相談	1	2	3	4
(コ)LINE相談(滋賀県こころのサポートしが) 子育て、学校、いじめなど、様々な相談をラインで行う	1	2	3	4
	1. 利用したことがある	2. 知らなかった	3. 使いつらい	4. 必要ない

※補問1・2もお答えください。

補問1 (質問39(ア)で「3」「4」を選んだ方)

滋賀県ひとり親家庭総合サポートセンターをこれまで利用したことがない方、利用意向のない方にお聞きします。

今まで利用しなかった理由、利用したいと思わない理由は何ですか。(〇はいくつでも)

1. 相談する時間・余裕がない
2. 開設時間に利用できない(開館時間 月～金、毎月第1・3土 午前9時～午後5時)
3. 県や市の他の相談窓口を利用している
4. 他の民間団体の相談窓口を利用している
5. 相談したいことがない
6. 相談も含め公的支援を受けることに抵抗がある
7. その他()

補問2 (質問39(イ)で「3」「4」を選んだ方)

母子家庭等就業・自立支援センターをこれまで利用したことがない方、利用意向のない方にお聞きします。

今まで利用しなかった理由、利用したいと思わない理由は何ですか。(〇はいくつでも)

1. 相談する時間・余裕がない
2. 開設時間に利用できない(開館時間 火～日・祝 午前9時～午後5時)
3. 子連れで相談に行くのが困難
4. 県や市の他の相談窓口を利用している
5. 他の民間団体の相談窓口を利用している
6. 相談したいことがない
7. 相談も含め公的支援を受けることに抵抗がある
8. その他()

すべての方にお聞きします。

質問40 ひとり親家庭の支援に関する情報をどこから入手していますか、あてはまるものすべてに〇をつけてください。(〇はいくつでも)

1. 県ホームページ
2. 市・町ホームページ
3. ひとり親家庭等のしおり
4. ひとり親家庭サポート定期便(地域のひとり親家庭福祉推進員が希望する世帯に配布)
5. 親族・友人・知人からの情報
6. 母子寡婦福祉団体からの情報
7. 上記以外のインターネット、SNS
8. その他()
9. 特になし

質問41 ひとり親家庭のために必要と感じている施策はなんですか、あてはまるものすべてに○をつけてください。(○はいくつでも)

1. 相談事業の充実
2. 経済的支援の充実
3. 就業支援の充実
4. 保育施設等の充実
5. 子どもの放課後対策の充実
6. 子どもの学習・教育支援
7. 家事や介護の支援の充実
8. 養育費の取得支援の充実
9. 親子交流(面会交流)の支援
10. ひとり親家庭同士の交流の充実
11. 母子寡婦福祉団体等の支援
12. 住宅対策の充実
13. その他

具体的に:

ひとり親家庭への支援事業にかかるご意見・ご要望や、普段感じておられる思い等がございましたらどんなことでも構いませんのでご記入ください。

お忙しいところ、たくさんの質問に答えていただきありがとうございました。
この調査の結果は県ホームページで公開します。また、次期「淡海子ども・若者プラン」策定の基礎資料として活用します。
回答期限は9月21日(木)必着ですので、それまでにご返送いただきますようお願いいたします。

—ありがとうございました—